

議案第73号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年12月 4 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。